

「食品廃棄物等の発生抑制の目標値」の設定について

食品リサイクル法は、循環型社会の構築のため、食品関連事業者(食品製造業、卸売業、小売業、外食産業等)に対し、目標値を定めて、食品廃棄物等の再生利用等(肥料、飼料化、熱回収等)に取り組むことを求めている。

平成19年の食品リサイクル法の改正で、100トン以上の食品廃棄物等を排出する食品関連事業者に対し、食品廃棄物等の発生量や再生利用等の状況について定期報告を義務付けるとともに、発生抑制を推進するため、この定期報告のデータを踏まえ、国が業種別の「発生抑制の目標値」を定めることとされた。

これを受け、環境省においては、昨年8月に農林水産省の審議会と合同で、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会食品リサイクル専門委員会を開催し、ワーキンググループをつくり技術的な検討を行ってきたところである。

今般、ワーキンググループの検討結果が取りまとめられたので、これを踏まえ、別紙の通り食品廃棄物等の発生抑制の目標値を設定していきたい。

<当面の予定>

平成24年3月30日 目標値の公表(大臣告示)

食品廃棄物等の発生抑制の目標値について

発生抑制の目標値一覧【H24.4～H26.3】

業種	業種区分	原単位の分母の名称	目標値
食品製造業	肉加工品製造業	売上高	113 kg/百万円
	牛乳・乳製品製造業	売上高	108 kg/百万円
	醤油製造業	売上高	895 kg/百万円
	味噌製造業	売上高	191 kg/百万円
	ソース製造業	製造量	59.8 kg/t
	パン製造業	売上高	194 kg/百万円
	めん類製造業	売上高	270 kg/百万円
	豆腐・油揚げ製造業	売上高	2,560 kg/百万円
	冷凍調理食品製造業	売上高	363 kg/百万円
	そう菜製造業	売上高	403 kg/百万円
食品卸売業	すし・弁当・調理パン製造業	売上高	224 kg/百万円
	食料・飲料卸売業（飲料を中心とするものに限る。）	売上高	14.8 kg/百万円
食品小売業	食料・飲料卸売業（飲料を中心とするものを除く。）	売上高	4.78 kg/百万円
	各種食料品小売業（スーパー）	売上高	65.6 kg/百万円
	菓子・パン小売業	売上高	106 kg/百万円
	コンビニエンスストア	売上高	44.1 kg/百万円

【参考1】発生抑制の目標値について

○ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（平成13年財務・厚労・農水・経産・国土・環境省令第4号）

（食品廃棄物等の発生抑制）

第3条（略）

2 食品関連事業者は、食品廃棄物等の発生の抑制を促進するため、主務大臣が定める期間ごとに、当該年度における食品廃棄物等の発生原単位が主務大臣が定める基準発生原単位以下になるよう努めるものとする。

$$\text{発生抑制の目標値} = \frac{\text{食品廃棄物等の発生量}}{\text{売上高・製造数量等}^{\ast}}$$

（基準発生原単位）

※分母は、業種・業態ごとに異なる。

○ 目標値の設定に当たっては、平成20年度及び21年度の2カ年平均値に標準偏差を加味した値を目標値として設定。これにより、目標値をクリアしている事業者は7割程度となる。

【参考2】

2年後を目途に目標値を設定する業種について

（発生抑制の重要性は高いが、今回はデータ不足により設定を見送る業種）

業種	業種区分
食品製造業	缶詰・瓶詰製造業、野菜漬物製造業、菓子製造業、練り製品製造業、食用油脂加工業、レトルト食品製造業、清涼飲料製造業
食品卸売業	食肉卸売業
食品小売業	食肉小売業、卵・鳥肉小売業
外食産業	食堂・レストラン、居酒屋等、喫茶店、ファーストフード店、その他の飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業、給食事業、結婚式場業、旅館業